

移転価格税制文書化規則正式公布！

国家税務総局はこのほど、「**特別納税調整実施弁法(試行)**」(国税発(2009)2号、以下弁法)を公布し、移転価格税制、タックスヘイブン対策税制、過少資本税制など租税回避防止のための包括的な管理規定を明らかにしました。弁法では関連取引高が一定規模以上の企業は、移転価格の**同時文書化(同期資料)**の作成を義務つけています。また、これに先立ち、昨年12月5日付で「**関連企業間取引報告書**」の新様式を公表し、2008年度の確定申告書のときにすべての企業がこれを提出しなければならなくなりました。

本セミナーにおいては、関連企業間取引報告書の記載方法、同時文書化の準備を中心に解説いたします。

～セミナー内容～

【第一部】特別納税調整実施弁法の概要

- ・関連企業および関連取引の定義
- ・同時文書化の対象企業
- ・事前確認(APA)の対象企業
- ・タックスヘイブン対策税制の概要
- ・過少資本税制の概要

【第二部】関連企業間取引報告書記載上の留意点

- ・総括表における同時文書化準備の記載
- ・各個別表における移転価格算定方法の記載

【第三部】同時文書化における留意点

- ・機能リスク分析
- ・移転価格算定方法
- ・比較対象情報

日時： 2009年2月10日(火) 13時30分～16時00分(質疑応答の時間を設けます。)

※受付は13時00分より

場所： 上海邁伊茲咨询有限公司(定員40名)
上海市徐家匯虹橋路1号 港匯中心1座25階(最寄り駅 地下鉄徐家匯駅 12番出口)
会場マップ http://www.myts.co.jp/map_nishi2.html

参加費： 一般300RMB 上海マイツ顧問先100RMB マイツグループ顧問先150RMB

- ・定員になり次第受付締め切ります。
- ・詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

講師： 株式会社東京マイツ 取締役 日本国公認会計士 工藤敏彦

～ ご連絡はセミナー事務局まで ～
上海邁伊茲諮詢浦西分公司 (TEL)64078585 ext.159 (FAX)6448-3855 担当: 番川 (bankawa@myts-cn.com)

参加ご希望の方は、記入の上FAX又は、お電話、e-mailにてご連絡下さい。(FAX)6448-3855

貴社名	お名前	ご参加人数
		人
お電話番号:	FAX番号:	
e-mail:		
質問したいことがございましたら書きください。できる限りセミナーの中でご回答させていただきます。		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
※弊社グループ会社とご契約のお客様は、下記該当するご契約場所に○を囲んで下さい。		
東京	大阪	京都
名古屋	大連	天津
上海	蘇州	広州
深セン		